

## 規制シート(様式)

190195101850004

平成28年12月19日

規制の名称	道路運送車両法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	自動車局技術政策課 課長 江坂 行弘
規制目的	道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)は、登録を受けなければ運行の用に供してはならない。また、登録を受けた自動車の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。</li> <li>・自動車の使用者に対し、点検整備の実施により自動車の保安基準適合性を維持すること、及び自動車を運行する際に、国土交通大臣の行う検査を受け、交付を受けた検査証を自動車へ備え付けることを義務づけ。</li> <li>・自動車の構造及び装置についての保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(道路運送車両の保安基準)に適合していなければ運行の用に供してはならない。</li> <li>・自動車分解整備事業を経営する者に対して、地方運輸局長の認証を受けること、分解整備を行う事業場に関して、基準に適合するよう設備を維持し、自動車整備士を確保すること及び分解整備を行う場合において保安基準に適合するよう整備することを義務づけ。</li> <li>・設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置(リコール)を自動車製作者等に義務づけ。</li> </ul>	関連する予算	自動車安全特別会計 自動車検査登録勘定
規制の最近の 改廃経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より迅速かつ確実なリコールの実施を実現するため、リコールの実施に必要な報告徴収・立入検査の対象に装置メーカーを追加した。(平成27年法律第44号道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律)</li> </ul>	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録対象自動車は依然として財産的価値を有していることから、所有権の公証を引き続き行う必要がある。また、自動車の登録制度は、犯罪捜査、徴税等多岐に渡る国の行政事務の重要な執行基盤を形成するものとして不可欠である。</li> <li>・我が国においては、道路運送車両及び自動車の使用者等に対して、整備、検査等、一定の基準に達することを制度的に確保することで、自動車の安全性確保及び公害防止が図られている。</li> </ul> <p>現在、高齢運転者による重大な事故等が発生している状況を踏まえると、今後も引き続き規制の維持が必要と考える。</p>	規制の維持、改革 又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		